

承認酒類製造者が租税特別措置法第87条の適用を受ける場合の酒税納税申告書の記載方法について

令和6年3月
税務署

令和5年度税制改正において租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）が改正され、経営基盤の強化に資する施策を計画し実施する、意欲的な酒類製造者に対する新たな酒税の税率の特例措置が創設されました。

新たな酒税の税率の特例措置は、令和6年4月移出分の酒税納税申告から適用されます。改正後の措置法第87条《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合には、酒税納税申告書の記載方法が変わりますのでご注意ください。

なお、適用するための手続等については、国税庁ホームページ「租税特別措置法第87条関係について」をご覧ください（「ホーム／税の情報・手続・用紙／お酒に関する情報／租税特別措置法第87条関係について」<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index.htm>）。

※ 「承認酒類製造者」の承認を受けていない方や令和6年3月末までに届出書を提出して旧制度による計算方式を適用することとした方は、令和6年3月以前と酒税納税申告書の作成方法に変更はありませんので、「酒税納税申告書の記載要領」等を参照してください。

1. 変更点

(1) 税額算出表

税額算出表では軽減後税額や控除税額を記載せずに、別途、新様式「軽減税額算出表」において、最終的な納付税額を計算することとなりました。そのため、「⑦軽減後税額」、「控除数量」及び「⑧控除税額」欄には金額を記載せず、「⑨算出税額」欄には「⑥税額」欄をそのまま転記します。

(2) 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書では軽減後税額を記載せずに、別途、新様式「軽減税額算出表」において、軽減後税額を計算することとなりました。そのため、「軽減後税額」欄には金額を記載しません。

(3) 軽減税額算出表【新様式】

新たに作成が必要となりました。

(4) 酒税納税申告書

「算出税額①」欄は、新様式「軽減税額算出表」の「申告対象製造場 合計酒税額⑭」欄から転記することとなりました。

2. 具体的な記載方法

(1) 税額算出表

CC1-5205-2
令和 年 月 分
令和 年 月 日 分 税 額 算 出 表 ()

(本表の2)

順 号	区 分	酒 類 コ ード	酒類の品目別	アル コ ー ル 分 別	①総移出数量 ML	②未納税移出数量 ML	④課税標準数量 (①-②-③) ML	⑤税 額 円	⑦軽減後税額		ML	⑨算出税額 (⑥-⑧)又は (⑦-⑧) 円	摘 要
									⑥税 額 円	⑧控除税額 円			
1													

記載不要

⑥税額欄から転記

(2) 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

CC1-5205-4

令和 年 月 分
令和 年 月 日分

戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

記載不要

順号	区分	酒類コード	酒類の品目別	アルコール分別	数量	税率	税額	軽減後税額	製造場名	備考
1										

(3) 軽減税額算出表

年 月 分
年 月 日分 軽減税額算出表

整理番号
製造場名

軽減税額の計算を行う

		全製造場の本則税額(円) ④	申告対象製造場	
			本則税額(円) ⑤	軽減税額(円) ⑥
前月までの当年度酒税累計額	①			
当月の当年度酒税累計額の計算	軽減対象酒類の移出に係る税額	②		
	0円～5,000万円以下	③		
	5,000万円超～8,000万円以下	④		
	8,000万円超～1億円以下	⑤		
	1億円超(本則税額と軽減後税額は同額)	⑥		
控除税額計算前の当年度酒税累計額 (①+②)	⑦			
戻入れ酒類の控除税額の合計	⑧			
差引酒税額 (⑦-⑧)	⑨			
当年度酒税累計額 (①+⑨)	⑩			

軽減割合の区分	申告対象製造場 軽減対象外酒類の移出に係る税額		⑪
		申告対象製造場 移入酒類の再移出等控除税額の合計	
	申告対象製造場 被災酒類に対する酒税の控除税額の合計		⑬
	申告対象製造場 合計酒税額 (⑨+⑪-⑫-⑬)		⑭

※酒税納税申告書の①～記載

前年度課税移出数量が最も多い品目の数量に応じて、次の区分のA～Dのいずれかを記載する。
A(400kl以下)、B(400kl超1,000kl以下)、C(1,000kl超1,300kl以下)、D(1,300kl超)

(4) 納税申告書

CC1-5205-1

令和 年 月 分
令和 年 月 日分

酒税納税申告

軽減税額算出表の計算結果
を転記する

令和 年 月 日	(製造場の所在地及び名称) 〒	電話番号	申告区分	調査区分
税務署長殿	(住所) 〒	郵便番号	申告年月日	
	(氏名又は名称及び代表者氏名)		調査年月日	
			審査者印	

下記のとおり酒税の納税申告書()を提出します。

納付すべき税額等の計算	区分	この申告書による税額		修正申告の場合の修正申告前の確定額	差引納付税額 (④-⑤+⑥-③)
	算出税額	①	円		
	端数切捨額	②	円		
	還付を受ける金額	③	円	⑤ 円	
納付すべき税額	④	円	⑥ 円	⑦ 円	